

とを決定した。

(3) ぼら囲いさし網漁業の許可方針について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：「当該漁業権者の同意がある場合に限り操業を認める。」とある「3 条件」の但し書と、表の中の「共同漁業権漁場以外においては操業してはならない。」という文言は矛盾する。そのため、但し書きは「上段の表に掲げるものに関わらず、同意がある場合においては漁業調整委員会で協議の上、操業を認めることがある。」といった書きぶりの方が良い。

漁業管理課：但し書きの文言については、漁業管理課で整理し、後日あらためて協議させていただきたい。

（審議結果）

追加する条件については原案のとおり承認された。

「3 条件」の文言については、漁業管理課で整理後、再度協議することとなった。

(4) 潜水器漁業の新規許可について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

他の漁業の操業に支障を及ぼさないことという意見をつけて、新規着業を承認した。

(5) その他

特になし。

6. 追加議題及び議決内容

(1) 雑魚かご漁業の新規許可について（協議）

（説明）

漁業管理課から追加資料1に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

他の漁業の操業に支障を及ぼさないことという意見をつけて、新規着業を承認した。